

## 平成28年度熊本県中小企業振興資金特別会計補正予算（第2号）

平成28年度熊本県の中小企業振興資金特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

## (歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,095,642千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,447,572千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

## (地方債の補正)

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰 入 金		1,408	658	2,066
	1 一般会計 繰 入 金	1,408	658	2,066
2 繰 越 金		1,313,281	△ 14,519	1,298,762
	1 繰 越 金	1,313,281	△ 14,519	1,298,762
3 諸 収 入		1,765,525	△ 695,781	1,069,744
	1 貸 付 金 元利収入	1,763,125	△ 697,392	1,065,733
	2 雜 入	2,400	1,611	4,011
4 県 債		23,463,000	△ 1,386,000	22,077,000
	1 県 債	23,463,000	△ 1,386,000	22,077,000
歳 入 合 計		26,543,214	△ 2,095,642	24,447,572

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 商 工 費		千円 24,249,866	千円 △ 1,405,353	千円 22,844,513
	1 中 小 企 業 振 興 資 金	24,249,866	△ 1,405,353	22,844,513
2 公 債 費		1,246,845	△ 470,507	776,338
	1 公 債 費	1,246,845	△ 470,507	776,338
3 諸 支 出 金		1,046,503	△ 219,782	826,721
	1 繰 出 金	1,046,503	△ 219,782	826,721
歳 出 合 計		26,543,214	△ 2,095,642	24,447,572

第2表 地方債補正

## 変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
申 振 小 興 企 資 金 貸 付 事 業 費	千円 23,463,000	独立行政法人 中小企業基盤 整備機構貸付 金の借入れ	無 利 子	据置期間を 含め25年以内 年賦元金均 等償還又は満 期一括償還	千円 22,077,000	(補 正 前 に 同 じ)		

## 平成28年度熊本県収入証紙特別会計補正予算（第1号）

平成28年度熊本県の収入証紙特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

## (歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ100,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,900,000千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 証紙収入		2,793,000	△ 126,497	2,666,503
	1 証紙収入	2,793,000	△ 126,497	2,666,503
2 繰越金		207,000	26,497	233,497
	1 繰越金	207,000	26,497	233,497
歳 入 合 計		3,000,000	△ 100,000	2,900,000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 諸支出金		3,000,000	△ 100,000	2,900,000
	1 繰出金	3,000,000	△ 100,000	2,900,000
歳 出 合 計		3,000,000	△ 100,000	2,900,000

## 平成28年度熊本県立高等学校実習資金特別会計補正予算（第1号）

平成28年度熊本県の県立高等学校実習資金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

## (歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ257,878千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 財産収入		159,874	32	159,906
	1 財産運用 収入	175	32	207
歳 入 合 計		257,846	32	257,878

## 歳 出

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 教育費		257,846	32	257,878
	1 高等学校費	257,846	32	257,878
歳 出 合 計		257,846	32	257,878

## 平成28年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算（第4号）

平成28年度熊本県の港湾整備事業特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

## (歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ47,058千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,504,061千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

## (繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の補正是、「第2表 繰越明許費補正」による。

## (債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の補正是、「第3表 債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 使用料及び手数料		677,200	14,708	691,908
	1 使用料	677,200	14,708	691,908
2 繰入金		1,182,728	△ 61,766	1,120,962
	1 一般会計 繰入金	1,182,728	△ 61,766	1,120,962
歳 入 合 計		4,551,119	△ 47,058	4,504,061

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 土木費		千円 1,843,335	△ 34,746	千円 1,808,589
	1 港湾費	1,843,335	△ 34,746	1,808,589
2 公債費		2,603,007	△ 12,312	2,590,695
	1 公債費	2,603,007	△ 12,312	2,590,695
歳 出 合 計		4,551,119	△ 47,058	4,504,061

第2表 繰越明許費補正

## 変 更

款	項	金額	
		補 正 前	補 正 後
1 土木費		千円 996,000	千円 1,334,640
	1 港湾費	996,000	1,334,640
合 計		996,000	1,334,640

## 第3表 債務負担行為補正

## 変 更

補 正 前			補 正 後		
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額
庁舎等管理業務	平成29年度～平成33年度	千円 67,236	(補正前に同じ)	平成29年度～平成33年度	千円 81,312
	年次別内訳			年次別内訳	
	平成29年度	63,782		平成29年度	77,858
	平成30年度	854		平成30年度	854
	平成31年度	862		平成31年度	862
	平成32年度	869		平成32年度	869
	平成33年度	869		平成33年度	869

## 平成28年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計補正予算（第3号）

平成28年度熊本県の臨海工業用地造成事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

## (歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,069千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ226,709千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 △	計 千円
1 財産収入		9,847	1,569	8,278
	1 財産運用 収入	9,847	1,569	8,278
2 繰入金		48,330	375	47,955
	1 基金繰入金	48,330	375	47,955
3 繰越金		172,601	2,125	170,476
	1 繰越金	172,601	2,125	170,476
歳 入 合 計		230,778	△ 4,069	226,709

## 歳 出

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 △	計 千円
1 土木費		80,778	4,069	76,709
	1 港湾費	80,778	4,069	76,709
歳 出 合 計		230,778	△ 4,069	226,709

## 平成28年度熊本県育英資金等貸与特別会計補正予算（第2号）

平成28年度熊本県の育英資金等貸与特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めると  
ころによる。

## (歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ55,765千円を減額し、歳入歳出予算の  
総額を歳入歳出それぞれ1,470,055千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予  
算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

## (債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する  
行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰 越 金		331,290	△ 45,833	285,457
	1 繰 越 金	331,290	△ 45,833	285,457
2 諸 収 入		982,706	△ 9,932	972,774
	1 貸 付 金 元 利 収 入	982,706	△ 9,932	972,774
歳 入 合 計		1,525,820	△ 55,765	1,470,055

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 教 育 費		千円 1,525,820	千円 △ 55,765	千円 1,470,055
	1 育英資金	1,525,820	△ 55,765	1,470,055
歳 出 合 計		1,525,820	△ 55,765	1,470,055

第2表 債務負担行為

## 設 定

事 項	期 間	限 度 額
情報処理関連業務	平成29年度	千円 1,091

## 平成28年度熊本県林業改善資金特別会計補正予算（第1号）

平成28年度熊本県の林業改善資金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

## (歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ387,525千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,516,693千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

## (地方債の補正)

第2条 地方債の補正是、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰 入 金		996	△ 563	433
	1 一般会計 1 繰 入 金	996	△ 563	433
2 繰 越 金		401,685	△ 235,665	166,020
	1 繰 越 金	401,685	△ 235,665	166,020
3 諸 収 入		1,021,537	△ 6,297	1,015,240
	1 貸 付 金 1 元利収入	1,021,537	△ 6,297	1,015,240
4 県 債		480,000	△ 145,000	335,000
	1 県 債	480,000	△ 145,000	335,000
歳 入 合 計		1,904,218	△ 387,525	1,516,693

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 農 水 産 業 費		千円 1,373,958	千円 △ 532,505	千円 841,453
	1 林 業 改 善 資 金	1,373,958	△ 532,505	841,453
2 公 債 費		480,130	△ 130	480,000
	1 公 債 費	480,130	△ 130	480,000
3 諸 支 出 金		50,130	145,110	195,240
	1 繰 出 金	50,130	145,110	195,240
歳 出 合 計		1,904,218	△ 387,525	1,516,693

第2表 地方債補正

## 変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
木材産業等高度化推進資金 貸付金	千円 480,000	農林漁業信用 基金貸付金の 借入れ	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後に おいては、 当該見直 し後の利 率)	据置期間を 含め5年以内 満期一括償 還	千円 335,000	(補 正 前 に 同 じ)		

## 平成28年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）

平成28年度熊本県の沿岸漁業改善資金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

## (歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ54,926千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ102,011千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰 入 金		1,095	△ 649	446
	1 一般会計 1 繰 入 金	1,095	△ 649	446
2 繰 越 金		41,187	△ 39,423	1,764
	1 繰 越 金	41,187	△ 39,423	1,764
3 諸 収 入		114,655	△ 14,854	99,801
	1 貸 付 金 元 利 収 入	114,655	△ 14,854	99,801
歳 入 合 計		156,937	△ 54,926	102,011

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 農 水 産 業 費 林		千円 156,937	千円 △ 54,926	千円 102,011
	1 沿 岸 漁 業 改 善 資 金	156,937	△ 54,926	102,011
歳 出 合 計		156,937	△ 54,926	102,011

## 平成28年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計補正予算（第2号）

平成28年度熊本県の市町村振興資金貸付事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

## (歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ128,501千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ294,249千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 繰 越 金		千円 272,185	千円 △ 128,501	千円 143,684
	1 繰 越 金	272,185	△ 128,501	143,684
歳 入 合 計		422,750	△ 128,501	294,249

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 300,249	△ 100,000	千円 200,249
	1 市町村振興 資 金	300,249	△ 100,000	200,249
2 諸支出金		122,501	△ 28,501	94,000
	1 繰出金	122,501	△ 28,501	94,000
歳 出 合 計		422,750	△ 128,501	294,249

## 平成28年度熊本県流域下水道事業特別会計補正予算（第5号）

平成28年度熊本県の流域下水道事業特別会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

## (歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ277,314千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,774,195千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

## (地方債の補正)

第2条 地方債の補正是、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 分担金及び負担金		1,804,118	△ 44,621	1,759,497
	1 負 担 金	1,804,118	△ 44,621	1,759,497
2 国庫支出金		348,000	△ 99,000	249,000
	1 国庫補助金	328,000	△ 99,000	229,000
3 繰 入 金		369,235	△ 5,731	363,504
	1 一般会計 繰 入 金	369,235	△ 5,731	363,504
4 繰 越 金		90,036	△ 23,962	66,074
	1 繰 越 金	90,036	△ 23,962	66,074
5 県 債		436,400	△ 104,000	332,400
	1 県 債	436,400	△ 104,000	332,400
歳 入 合 計		3,051,509	△ 277,314	2,774,195

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 土 木 費		千円 2,226,368	△ 217,303	千円 2,009,065
	1 流域下水道費	2,226,368	△ 217,303	2,009,065
2 災害復旧費		103,000	△ 54,000	49,000
	1 流域下水道災害復旧費	103,000	△ 54,000	49,000
3 公 債 費		715,076	△ 6,011	709,065
	1 公 債 費	715,076	△ 6,011	709,065
歳 出 合 計		3,051,509	△ 277,314	2,774,195

第2表 地方債補正

## 変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
熊本北部流域下水道事業費	千円 125,000	(借入先) 財務省、地方公共団体金融機関、会社、その他 (借入方法)	年5.0% 以 内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れ 証書借入又は証券発行(他の 地方公共団体との共同発行を含む。) (その他) 工事その他の都合により、一部又は全部 を翌年度以降に繰り下げて 借り入れることができる。 発行価格が額面金額を下回るときは、 その発行差額をうめるため 必要な金額を加算した額を 限度額とする ことができる。	据置期間を含め30年以内 (ただし、半年賦元利均等償還又は元金均等償還、 満期一括償還等 ただし、県財政の都合により、繰上償還をなし、又 は借換えをする ことができる。	千円 101,000			
球磨川上流域下水道事業費	40,000				22,000			(補 正 前 に 同じ)
八代北部流域下水道事業費	120,000				112,000			
八代北部流域下水道災害復旧事業費	83,000				29,000			
計	368,000				264,000			

## 平成28年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計補正予算（第2号）

平成28年度熊本県の高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計の補正予算（第2号）  
は、次に定めるところによる。

## (歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ126,807千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,159,079千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 財産収入		36,442	127,077	163,519
	1 財産売払入		127,077	127,077
2 繰越金		62,830	△ 270	62,560
	1 繰越金	62,830	△ 270	62,560
歳 入 合 計		1,032,272	126,807	1,159,079

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 公 債 費		千円 941,355	△ 270	千円 941,085
	1 公 債 費	941,355	△ 270	941,085
2 諸 支 出 金		23,729	127,077	150,806
	1 繰 出 金	23,729	127,077	150,806
歳 出 合 計		1,032,272	126,807	1,159,079

平成28年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計補正予算（第1号）

平成28年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ12,534千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,328,327千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正是、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 水俣湾堆積汚泥処理事業費		641,581	4,306	645,887
	1 分担金及び負担金	641,581	4,306	645,887
2 チラツソ賃料費		2,968,924	16,286	2,985,210
	1 諸 収 入	2,968,924	16,286	2,985,210
3 支援措置費		4,697,625	△ 33,126	4,664,499
	1 国庫支出金	2,848,629	△ 20,592	2,828,037
	2 繰 入 金	1,138,996	△ 7,534	1,131,462
	3 県 債	710,000	△ 5,000	705,000
歳 入 合 計		9,340,861	△ 12,534	9,328,327

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 水俣湾堆積汚泥処理事業費		千円 814,119	千円	千円 814,119
	1 公 債 費	814,119		814,119
2 チ ッ ツ ソ 費		5,645,015		5,645,015
	1 公 債 費	5,645,015		5,645,015
3 支援措置費		1,848,996	△ 12,534	1,836,462
	1 環 境 費	710,000	△ 5,000	705,000
	2 公 債 費	1,138,996	△ 7,534	1,131,462
歳 出 合 計		9,340,861	△ 12,534	9,328,327

第2表 地方債補正

## 変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
チッソ特別貸付資金	千円 710,000	(借入先) 財務省、その他 (借入方法) 証券購入又は証券発行 について、利率の見直しを行った後に おいては、当該見直し後の利率)	年5.0% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金に ついて、利率の見直しを行った後に おいては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め20年以内 半年賦元利均等償還等 ただし、県財政の都合により、繰上償 還をなし、又は借換えをする ことができる。	千円 705,000	(補正前に同じ)		

## 平成28年度熊本県公債管理特別会計補正予算（第1号）

平成28年度熊本県の公債管理特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

## (歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ645,847千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ119,974,732千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

## (債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 財産収入		516,009	56,863	572,872
	1 財産運用 収入	516,009	56,863	572,872
2 繰入金		68,046,500	△ 702,710	67,343,790
	1 一般会計 繰入金	42,009,500	△ 702,710	41,306,790
歳 入 合 計		120,620,579	△ 645,847	119,974,732

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 公 債 費		千円 120,620,579	千円 △ 645,847	千円 119,974,732
	1 公 債 費	120,620,579	△ 645,847	119,974,732
歳 出 合 計		120,620,579	△ 645,847	119,974,732

第2表 債務負担行為

## 設 定

事 項	期 間	限 度 額
情報処理関連業務	平成29年度	千円 173

## 平成28年度熊本県電気事業会計補正予算（第3号）

## (総 則)

第1条 平成28年度熊本県電気事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

## (収益的収入及び支出)

第2条 平成28年度熊本県電気事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
取 入			
第1款 事 業 収 益	1,565,333千円	496千円	1,565,829千円
第2項 営 業 外 収 益	42,947千円	496千円	43,443千円
支 出			
第1款 事 業 費	1,564,006千円	26,836千円	1,590,842千円
第1項 営 業 費 用	1,412,616千円	26,836千円	1,439,452千円

## (資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中「802,406千円」を「802,193千円」に、「90,414千円」を「90,398千円」に、「711,992千円」を「711,795千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
取 入			
第1款 資 本 的 収 入	987,642千円	211千円	987,853千円
第2項 荒瀬ダム関連			
交 付 金 等	184,929千円	211千円	185,140千円
支 出			
第1款 資 本 的 支 出	1,790,048千円	△2千円	1,790,046千円
第1項 建設改良費	1,355,520千円	△2千円	1,355,518千円

## (議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
(1) 職員給与費	562,185千円	△5,247千円	556,938千円

## (債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
電気事業関係業務	平成29年度	千円 5,405
企業局所有施設等管理業務	平成29年度 ～平成31年度	37,135
	年次別内訳	
	平成29年度	17,572
	平成30年度	9,806
	平成31年度	9,757
情報処理関連業務	平成29年度	888
事務機器等賃借	平成29年度 ～平成33年度	1,420
	年次別内訳	
	平成29年度	837
	平成30年度	144
	平成31年度	145
	平成32年度	147
	平成33年度	147
荒瀬ダム撤去関連業務	平成29年度	40,000

## 平成28年度熊本県工業用水道事業会計補正予算（第4号）

## (総 則)

第1条 平成28年度熊本県工業用水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

## (収益的収入及び支出)

第2条 平成28年度熊本県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
収 入			
第1款 事 業 収 益	1,124,004千円	15,566千円	1,139,570千円
第2項 営 業 外 収 益	381,414千円	△510千円	380,904千円
第3項 特 別 利 益	0千円	16,076千円	16,076千円
支 出			
第1款 事 業 費	1,206,540千円	△3,638千円	1,202,902千円
第1項 営 業 費 用	1,087,291千円	△24,455千円	1,062,836千円
第4項 特 別 損 失	0千円	20,817千円	20,817千円

## (資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中「375,429千円」を「322,129千円」に、「339,084千円」を「285,784千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
収 入			
第1款 資本的収入	1,758,538千円	0千円	1,758,538千円
第1項 長期借入金	861,625千円	△53,300千円	808,325千円
第3項 補 助 金	173,954千円	53,300千円	227,254千円
支 出			
第1款 資本的支出	2,133,967千円	△53,300千円	2,080,667千円
第4項 会計内貸付金	218,000千円	△53,300千円	164,700千円

## (予定支出の各項の経費の金額の流用)

第4条 予算第7条に定めた予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合を次のように改める。

## (1) 第3条 支 出

## 第1款 事 業 費

## 第1項 営業費用

## 第2項 営業外費用

## 第4項 特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
(1) 職員給与費	65,959千円	△3,855千円	62,104千円

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
工業用水道事業関係業務	平成29年度 ～平成31年度	千円 3,562
	年次別内訳	
	平成29年度	1,200
	平成30年度	1,170
	平成31年度	1,192
企業局所有施設等管理業務	平成29年度 ～平成31年度	27,319
	年次別内訳	
	平成29年度	12,886
	平成30年度	7,150
	平成31年度	7,283

## 平成28年度熊本県有料駐車場事業会計補正予算（第2号）

## (総 則)

第1条 平成28年度熊本県有料駐車場事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

## (収益的収入及び支出)

第2条 平成28年度熊本県有料駐車場事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
収 入			
第1款 事 業 収 益	118,317千円	△341千円	117,976千円
第2項 営 業 外 収 益	4,539千円	△341千円	4,198千円
支 出			
第1款 事 業 費	108,521千円	△42,427千円	66,094千円
第1項 営 業 費 用	102,521千円	△54,427千円	48,094千円
第4項 特 別 損 失	0千円	12,000千円	12,000千円

## (予定支出の各項の経費の金額の流用)

第4条 予算第6条に定めた予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合を次のように改める。

## (1) 第3条 支 出

## 第1款 事 業 費

## 第1項 営 業 費 用

## 第2項 営 業 外 費 用

## 第4項 特 別 損 失

## (議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
(1) 職員給与費	9,542千円	△4,127千円	5,415千円

## 平成28年度熊本県病院事業会計補正予算（第2号）

## (総 則)

第1条 平成28年度熊本県病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

## (収益的収入及び支出)

第2条 平成28年度熊本県病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
収 入			
第1款 病院事業収益	1,611,780千円	57,147千円	1,668,927千円
第1項 医 業 収 益	824,348千円	57,147千円	881,495千円
支 出			
第1款 病院事業費用	1,609,560千円	42,903千円	1,652,463千円
第1項 医 業 費 用	1,535,287千円	42,903千円	1,578,190千円

## (債務負担行為)

第3条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
庁舎等管理業務	平成29年度	千円 14,135
情報処理関連業務	平成29年度	7,156
事務機器等賃借	平成29年度	7

## (議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第5条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
(1) 職員給与費	872,922千円	56,497千円	929,419千円